

新発田市特定事業主行動計画の実施状況

次世代育成支援対策推進法第19条第5項により、令和5年度における取組の実施状況について以下のとおり公表します。

◆ 目標

育児休業等取得率(男性職員は配偶者の出産休暇及び育児参加のための休暇を含む。)		
女性職員	100%	男性職員 100%

※ 「配偶者の出産休暇」は、妻が出産する際に男性職員が取得できる休暇です。

※ 「育児参加のための休暇」は、妻の産前産後期間中に男性職員が取得できる休暇です。

◆ 状況

	女性	男性	男性(内訳)		
	育児休業	育児休業等	育児休業	配偶者の 出産休暇	育児参加の ための休暇
平成28年度	100%	61.1%	11.1%	61.1%	27.8%
平成29年度	94.4%	58.3%	0%	58.3%	25.0%
平成30年度	100%	68.8%	6.3%	68.8%	31.3%
令和元年度	100%	75%	25%	75%	33.3%
令和2年度	100%	100%	37.5%	100%	75%
令和3年度	100%	80%	40.0%	60%	70%
令和4年度	100%	92.9%	42.9%	85.7%	85.7%
令和5年度	100%	92.3%	46.2%	92.3%	76.9%

◆ 取組内容

- ・ 産前産後休暇及び育児休業取得者と面談を行い、仕事と家庭の両立への不安や疑問を解消するとともに、子育てに関する制度周知と利用促進を図った。
- ・ 管理監督者研修において職場環境改善の重要性についての時間を設けたほか、人権啓発課と連携し男女共同参画社会形成研修を実施した。
- ・ 出産予定のある男性職員及びその所属長と面談を行い、制度への理解と利用推進を図った。

公表日：令和6年7月31日